

漁業の許可及び取締り等に関する省令第24条第1項の
ずわいがに漁業に係る漁獲物等の陸揚港を指定する件

令和2年11月16日
農林水産省告示第2233号

漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第二十四条第一項の規定に基づき、ずわいがに漁業の漁獲物等の陸揚港として次のように指定する。

ずわいがに漁業につき漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十六条第一項の許可を受けた者の当該漁業に係る漁業の許可及び取締り等に関する省令(以下「省令」という。)第二十四条第一項の漁獲物等の陸揚港として、次の表の上欄に掲げる海域においてずわいがにをとることを目的とするものごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる港を指定する。

海 域	県 名	港 名
A 海域(省令別表第一のずわいがに漁業 の項の中欄第一号に掲げる海域をいう。)	鳥取県	境港
	島根県	
	島根県	西郷港
B 海域(省令別表第一のずわいがに漁業 の項の中欄第二号に掲げる海域をいう。)	秋田県	椿港(船川港)、船川港
	新潟県	赤泊港

附 則

この告示は、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(令和二年農林水産省令第四十八号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。